



鳥取県公報

令和6年1月23日（火）
第9564号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定（26）（医療・保険課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（27）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定予定（28）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	県営土地改良事業の工事の完了（29）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会委員長の住所及び氏名（1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定（2）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全企画課） 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	一般競争入札の実施（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

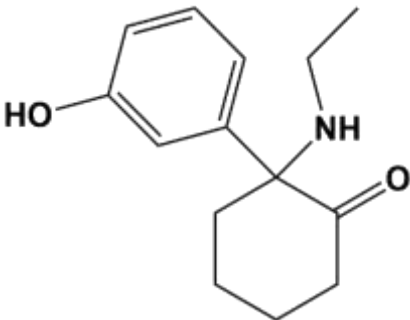
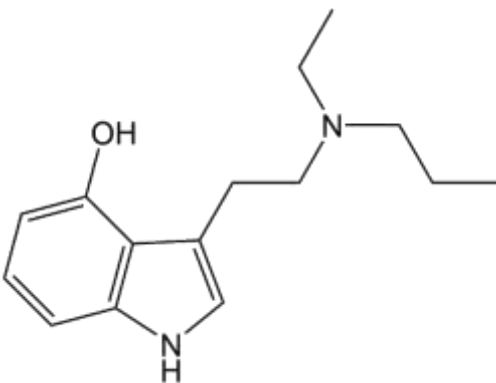
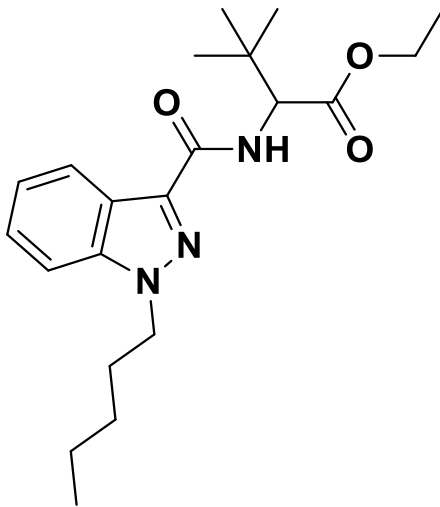
告 示

鳥取県告示第26号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
5-知(1)-10	HXE Hydroxetine	2-(エチルアミノ)-2-(3-ヒドロキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類 
5-知(1)-11	4-HO-EPT	N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン及びその塩類 
5-知(1)-12	EDMB-PINACA	エチル=3,3-ジメチル-2-(1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド)プタノアート及びその塩類 

鳥取県告示第27号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
米子しんまち 米子市西福原二丁目1-10
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ワイエヌティ 代表取締役 戸田 至 米子市西福原二丁目1-10
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
令和5年10月31日
- 5 届出年月日
令和5年12月19日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和6年1月23日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第28号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字横手字向フ谷349から351まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第29号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和6年1月23日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業 般若・般若区有地区 ため池等整備	令和6年1月10日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、次のとおり委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第1条第4項の規定により告示する。

令和6年1月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 住 所 東伯郡琴浦町赤碕1971-2
- 2 氏 名 藤村 実千子

鳥取県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項に規定する委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第4条第1項の規定により告示する。

令和6年1月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 住 所 西伯郡大山町高橋1229
- 2 氏 名 金田 和寿

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和6年1月23日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 2 開催の日時、場所等
散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年2月6日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和6年2月13日	〃	〃	〃	〃

午前10時から午後 2時30分まで				
令和6年2月20日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年2月27日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和6年度鳥取県危機管理情報ネットワークシステム保守業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札（鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第122条第3項第4号に規定する郵便等（親展と明記したものに限り。以下同じ。）による入札を可とし、当該郵便等による入札を含む。以下同じ。）により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した金額（以下「入札価格」という。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、入札価格に100分の110を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を総支払額の上限額（以下「総支払上限額」という。）とする定期点検に係る総額契約及び故障修理に係る単価契約とする。このため、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営及び建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年2月2日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の登録を受けている者であること。
- (6) 本件調達と同種で同程度の規模であると認められる地上多重無線及び地域衛星通信ネットワークの保守に関する契約を、国又は地方公共団体と締結し、平成30年4月1日から本件調達の公告日の前日までの間にその履行を完了した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理部危機対策・情報課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する担当部局
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当
電話 0857-26-7431
電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp
- (2) 業務の仕様に関する担当部局
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
鳥取県危機管理部危機対策・情報課
電話 0857-26-7788
- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

令和6年1月23日(火)午前11時から同年2月16日(金)正午までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年1月23日(火)から同年2月16日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間の開始日にあつては午前11時からとし、最終日にあつては正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年3月4日(月)から同月11日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日にあつては午前11時からとし、最終日にあつては正午までとする。

なお、郵便等により入札書を提出する場合にあつては、令和6年3月4日(月)午前11時から同月8日(金)午後5時までの間に(1)の場所に提出すること(必着)により入札に参加することができる。

イ 開札日時

令和6年3月11日(月)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を令和6年2月16日(金)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵送等又は持参により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として総支払上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和6年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行いが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : 2024 Maintenance and upkeep of Tottori Disaster prevention administration radio, 1 Set

(2) February 16, 2024 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 11, 2024 noon : Time-limit for submission of tenders

(March 8, 2024 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Disaster Prevention Department Disaster Prevention Staff 1-271 Higashimachi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan, TEL 0857-26-7788

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年1月23日

鳥取県立中央病院長 廣 岡 保 明

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

鳥取県立中央病院で使用する電気の供給

予定使用電力量（供給期間総計）39,039,352キロワット時（38か月分）

内訳 令和6年度 12,470,744キロワット時（12か月分）

令和7年度 12,470,744キロワット時（12か月分）

令和8年度 12,470,744キロワット時（12か月分）

令和9年度 1,627,120キロワット時（2か月分）

なお、予定使用電力量は、令和4年12月から令和5年11月までの各月の使用実績から算出した各月当たりの予定使用電力量を、令和6年度から令和8年度までにあつては4月から3月までの1年間分の合計を算出し、令和9年度にあつては4月から5月までの2か月分の合計を算出し、これらを合計したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和6年4月1日から令和9年5月31日までとする。ただし、令和6年度以降において、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。）とし、併せて、課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年1月30日（火）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和6年1月23日（火）から同年3月7日（木）（再度入札を行う場合にあつては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和6年1月23日（火）から同年3月7日（木）（再度入札を行う場合にあつては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 令和6年2月26日（月）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 令和6年2月26日（月）において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加資格の要件を満たしている者であること。

(7) 入札説明書に添付している仕様書に記載された電気の供給条件を満たすことができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当（本館7階）

電話 0857-26-2271（内線2766）

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和6年1月23日（火）から同年3月4日（月）までの間に鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年1月23日（火）から同年3月4日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月7日（木）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月6日（水）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院第1会議室（本館7階）

ただし、郵便等による入札を行った者の立会いは不要とする。

(6) 入札結果の通知

入札結果については、令和6年3月7日（木）に入札参加者に通知する。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、表面に、「入札書」と明記するとともに、本件調達案件の名称及び入札者名を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の（1）の場所に令和6年2月26日（月）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の令和6年度分に相当する金額の100分の5以上の金

額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Chuou Hospital building 39,039,352 kWh

(2) Delivery period : From 1 April, 2024 through 31 May, 2027

(3) Delivery place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 26 February, 2024

(5) Date and Time for the submission of tenders : 10:00 AM 7 March, 2024

Date and Time for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 6 March, 2024

(6) Please contact : Tottori Prefectural Chuou Hospital Secretariat General Affairs Division
730 Edu Tottori-shi, 680-0901 Japan, TEL 0857-26-2271